

猪名川町住民投票条例施行規則

令和6年3月22日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川町住民投票条例（令和6年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施請求書等)

第2条 条例第6条第1項に規定する住民投票実施請求書は、様式第1号によるものとする。

2 住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第1項に規定する住民投票実施請求代表者証明書交付申請書の様式は、様式第2号によるものとする。

4 条例第6条第5項に規定する代表者証明書は、様式第3号によるものとする。

(署名簿及び署名等)

第3条 条例第7条第1項に規定する住民投票実施請求者署名簿（以下「署名簿」という。）は、様式第4号によるものとする。

2 前項の署名簿への署名等（署名し、署名年月日、住所及び生年月日記載することをいう。以下同じ。）は、次のいずれか又はこれらを組み合わせて行い、かつ、判読し得るものでなければならない。

(1) 漢字

(2) 平仮名

(3) カタカナ

(4) アラビア数字

(5) ローマ字

(6) その他町長が認める数字及び記号

3 前項の規定にかかわらず、視覚に障害のある者は、点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）に

より署名等を行うことができる。

- 4 心身の故障その他の理由により署名等を行うことができないときは、他の者（以下「代筆者」という。）に委任して、署名簿に署名等を記載させることができる。
- 5 前項の規定により代筆者が署名等を記載する場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等を行わなければならない。

（署名収集の方法等）

第4条 請求代表者は、条例第7条第1項に規定する署名等を求めることを署名審査名簿に登録されている者に委任することができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに請求代表者から交付された住民投票実施請求署名収集委任状（様式第5号）を付した署名簿を用いなければならない。

- 2 請求代表者は、前項の規定により委任をしたときは、直ちに住民投票実施請求署名収集委任届（様式第6号）により町長に届け出なければならない。

（署名審査名簿の調製）

第5条 条例第9条第1項の規定により調製する署名審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載するものとする。

- 2 署名審査名簿は、第15条に規定する投票区ごとに調製するものとする。
- 3 署名審査名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。
- 4 前項の規定により署名審査名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、施行令第11条の規定を準用する。
- 5 町長は、署名審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

（署名審査名簿の修正等）

第6条 町長は、署名審査名簿に登録されている者の記載内容（前条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する署名審査名簿にあつては、記録内容。以下この条において同じ。）に変更又は誤りがあることを知ったときは、速やかにその当該記載内容の修正又は訂正をするものとする。

（署名審査名簿の抄本の閲覧等）

第7条 町長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日

前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第9条第2項の規定による申出は、署名審査名簿閲覧申出書（様式第7号）を町長に提出することにより行わなければならない。

3 町長は、署名審査名簿の抄本の閲覧に関し、次のいずれかに該当するときは、当該閲覧を拒むことができる。

(1) 閲覧により知り得た事項を不当な目的に利用されるおそれがあるとき。

(2) その他閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるとき。

4 条例第9条第2項の規定による閲覧及び同条第3項の規定による異議の申出は、猪名川町の休日を定める条例（平成元年条例第23号）第2条に規定する町の休日の午前8時30分から午後5時までの間においてもすることができる。

（署名簿の審査）

第8 町長は、署名簿の署名等の有効又は無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名等があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

2 町長は、住民投票実施請求署名審査録（様式第8号）を作成し、署名等の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名等についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。

（署名簿の縦覧等）

第9条 町長は、条例第10条第3項の規定により署名簿を縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 第7条第4項の規定は、条例第10条第3項の規定による縦覧及び同条第4項の規定による異議の申出について準用する。

（署名簿証明書の交付）

第10条 町長は、条例第10条第6項の規定により署名簿を請求代表者に返付するときは、署名簿の末尾に署名者の総数並びに有効署名等及び無効署名等の総数を記載しなければならない。

2 条例第10条第7項に規定する住民投票実施請求署名簿証明書は、様式第9号によるものとする。

（住民投票実施の請求等）

第11条 条例第4条第1項の規定による請求は、請求代表者が条例第10条第6項の規

定により署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求署名簿証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が必要署名者数に達しないとき又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該請求を却下するものとする。

3 町長は、第1項の規定による請求があった場合において、その請求が条例及びこの規則に規定する要件を欠いているときは、3日以内の期限を付けて当該請求を補正させるものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、当該請求を却下するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第12条 町長は、条例第12条第2項に規定する投票日の告示の日の前日現在(年齢については、同条第1項に規定する投票日現在)における投票資格者を条例第14条第1項に規定する投票資格者名簿に登録しなければならない。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載するものとする。

3 第5条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

(投票資格者名簿の修正等)

第13条 第6条の規定は、投票資格者名簿の修正等について準用する。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧等)

第14条 町長は、条例第14条第2項の規定により準用する条例第9条第2項の規定により投票資格者名簿の抄本の閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前項の申出は、投票資格者名簿閲覧申出書(様式第10号)を町長に提出することにより行わなければならない。

3 第7条第3項及び第4項の規定は、投票資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申出について準用する。

(投票区)

第15条 住民投票の投票区は、別表に規定する投票区とする。

(投票所等)

第16条 条例第13条に規定する投票所は、投票区ごとに猪名川町選挙管理委員会(以下

「選挙管理委員会」という。)の指定する場所に設ける。

2 期日前投票所は、選挙管理委員会の指定する場所に設ける。

(投票所等の開閉時間)

第17条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 期日前投票所は、選挙管理委員会の指定する時間に開き、閉じる。

(投票管理者)

第18条 住民投票の投票に関する事務を行わせるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第19条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しなければならない。

2 選挙管理委員会は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けたときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の中から臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第20条 選挙管理委員会は、第18条第2項及び前条第1項の規定により投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任したときは、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(投票立会人)

第21条 選挙管理委員会は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、期日前投票所にあつては、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知しな

ればならない。

- 3 選挙管理委員会は、投票立会人を選任したときは、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。
- 4 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。
- 5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付)

第22条 投票用紙(様式第11号)は、投票日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において投票人に交付するものとする。

(代理投票)

第23条 条例第16条第5項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の投票人が代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する投票の記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(点字投票)

第24条 視覚に障害のある者は、点字による投票(以下この条において「点字投票」という。)をしようとするときは、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。

- 2 前項の規定による申立てがあつたときは、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙(様式第12号)を交付しなければならない。
- 3 点字投票を行う投票人は、前項の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と、点字により自書しなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
 - (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの

- (4) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれかを記載したのか判読し難いもの
- (6) 白紙投票

(期日前投票)

第25条 条例第17条の規定による期日前投票は、投票日に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、条例第12条第2項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わなければならない。

- 2 投票人は、前項の規定による投票をしようとするときは、投票日に自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書（様式第13号）を提出しなければならない。

(不在者投票)

第26条 条例第17条の規定による不在者投票は、前条第1項に規定する投票人が、その現存する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを封筒（様式第14号）に入れて郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で投票する方法により行うことができる。

- 2 前条第2項の規定は、不在者投票の宣誓書について準用する。
- 3 不在者投票をしようとするときは、投票日の4日前までに、選挙管理委員会に対して、郵送等による不在者投票宣誓書兼請求書（様式第15号）により投票用紙等の交付を請求することができる。

(投票録の作成)

第27条 投票管理者は、住民投票所投票録（様式第16号。以下「投票所投票録」という。）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、住民投票期日前投票所投票録（様式第17号。以下「期日前投票所投票録」という。）を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第28条 投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く。）は、1人の投票立会人とともに、投票日に、投票箱、投票箱を封印した鍵、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、投票箱、投票箱を封印した鍵、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を選挙管理委員会に送致しなければならない。

3 町長は、投票日に、前項の規定により送致を受けた投票箱、投票箱を封印した鍵、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(開票管理者)

第29条 住民投票の開票に関する事務を行わせるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者の中から選挙管理委員会が選任する。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第30条 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けたときは、その職務を代理すべき者を、投票資格者名簿に登録されている者の中からあらかじめ選任しておかななければならない。

2 選挙管理委員会は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けたときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を指定しなければならない。

(開票立会人)

第31条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

3 選挙管理委員会は、開票立会人を選任したときは、直ちにその者の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

4 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人

で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票者数の算出等)

第32条 開票管理者は、選挙管理委員会から期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、及び投票区の投票管理者から投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、開票立会人の立会いの上、直ちに当該書類等を点検し、投票資格者の総数及び投票した者の総数を算出しなければならない。

2 前項の規定により投票資格者の総数及び投票した者の総数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(開票録の作成)

第33条 開票管理者は、住民投票開票録(様式第18号)を作成し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票結果の告示及び通知)

第34条 条例第22条第1項の規定による告示及び通知は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 投票日
- (2) 重要事項名
- (3) 投票日における投票資格者数
- (4) 投票者総数
- (5) 棄権者数
- (6) 不受理及び持ち帰りの数
- (7) 投票総数
- (8) 有効投票数
- (9) 賛成の投票数
- (10) 反対の投票数
- (11) 無効投票数
- (12) その他必要な事項

(開票の参観)

第35条 投票資格者は、条例第19条に規定する開票所において、選挙管理委員会が許可する人数の範囲内及び指定する場所に従い、開票を参観することができる。

(補則)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

投票区	地区 (大字等)
第1投票区	民田、上阿古谷、下阿古谷
第2投票区	北田原、南田原、北野、紫合、荘苑
第3投票区	柏梨田、上野、若葉
第4投票区	広根、銀山、猪渕
第5投票区	槻並
第6投票区	万善、木津、木間生
第7投票区	朽原、林田、笹尾、清水 (字平田、馬場、長田の区域を除く)
第8投票区	清水 (字平田、馬場、長田)、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
第9投票区	柏原
第10投票区	差組、肝川、猪名川台
第11投票区	原、松尾台
第12投票区	内馬場、伏見台
第13投票区	白金
第14投票区	つつじが丘